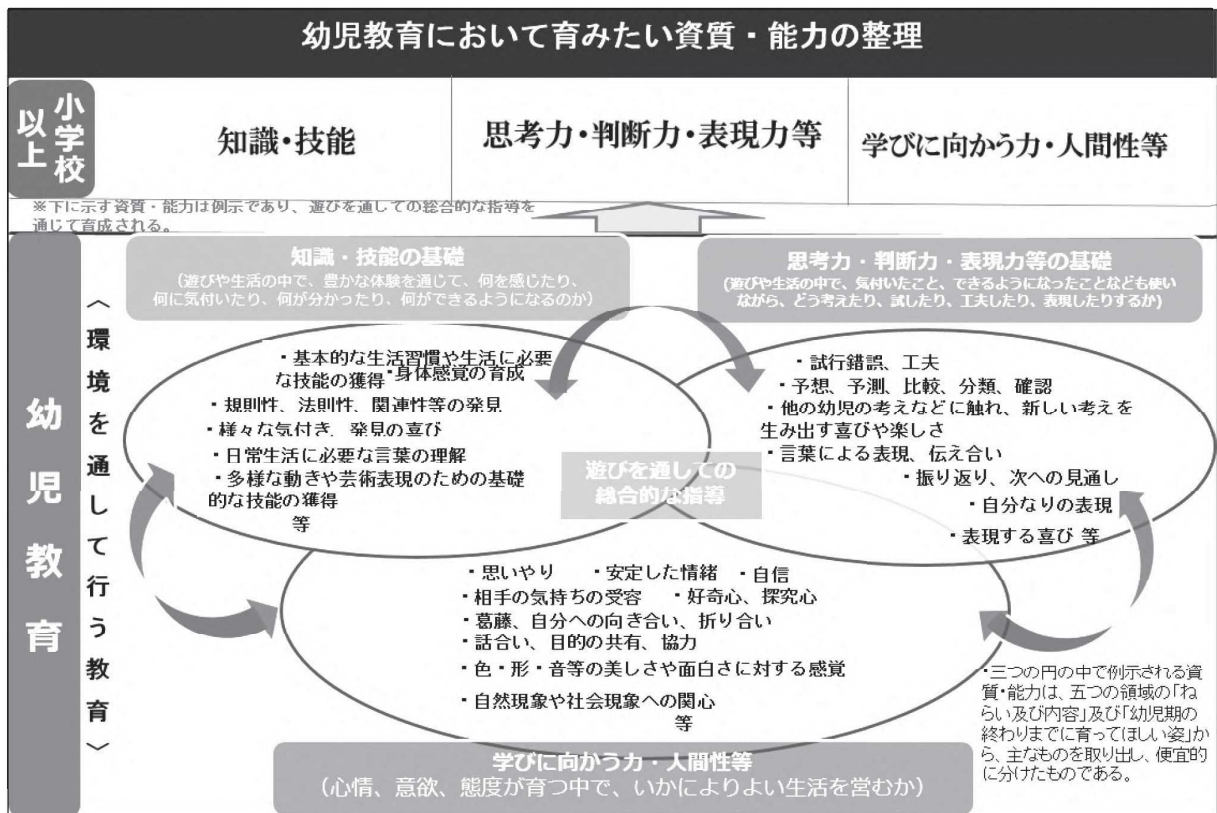


## VI 資料編

### 1. 参考資料

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 別添資料



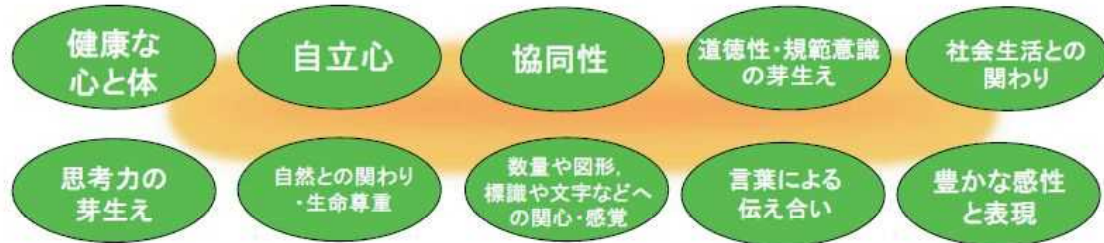
## 5領域の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

- (1) 領域「健康」
  - 見通しをもって行動すること。
  - 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。
  - 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
  - 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。
- (2) 領域「人間関係」
  - 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
  - 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行う事の充実感を味わうことができるようにすること。
  - 自分のよさや特徴に気付くようにすること。
- (3) 領域「環境」
  - 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。
  - 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
  - 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。
  - 自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
- (4) 領域「言葉」
  - 言葉に対する感覚を豊かにすること。
  - 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。
- (5) 領域「表現」
  - 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
  - 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくりたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

## 育みたい資質・能力と5領域と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係

※ 以下は幼稚園教育要領における記載だが、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、考え方は同じ

### 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力（一体的に育む／努める）

2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

この活動を通して、資質・能力は育まれていく

3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

小学校 中学年

小学校 低学年

教科等の特質に応じた「見方・考え方」や資質・能力を育むとともに、教科横断的にそれらを総合・統合していく学び

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                          |                                                                                                                         |    |      |    |    |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|----|----|------|
| <p><b>社会</b></p> <p>社会的事象の見方・考え方</p> <p>位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり統合したり、国民の生活と関連付けらるること</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><b>総合的な学習の時間</b></p> <p>探究的な見方・考え方(案)</p> <p>各教科等における見方・考え方を総合的に活用し、広範な事象を多様な角度から精選して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること</p> | <p><b>理科</b></p> <p>理科の見方・考え方</p> <p>身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること</p> |    |      |    |    |      |
| 国語                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 算数                                                                                                                       | 生活科                                                                                                                     | 音楽 | 図画工作 | 体育 | 道徳 | 特別活動 |
| <p><b>生活科</b></p> <p>&lt;身近な生活に関わる見方・考え方(案)&gt;</p> <p>身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連づけ、試行、予測、工夫することなどを通して、自分自身や自分の生活について考えること</p> <p><b>具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを旨とする</b></p> <p>活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする</p> <p>○身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え表現する力を育成する</p> <p>○身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる</p> |                                                                                                                          |                                                                                                                         |    |      |    |    |      |
| <p>「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                          |                                                                                                                         |    |      |    |    |      |
| <p>健康な心と体<br/>自立心<br/>協同性<br/>道徳性・規範意識の芽生え<br/>社会生活との関わり<br/>思考力の芽生え<br/>自然との関わり・生命尊重<br/>数量・図形・文字等への関心・感覚<br/>言葉による伝え合い<br/>豊かな感性と表現</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                          |                                                                                                                         |    |      |    |    |      |
| <p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                          |                                                                                                                         |    |      |    |    |      |

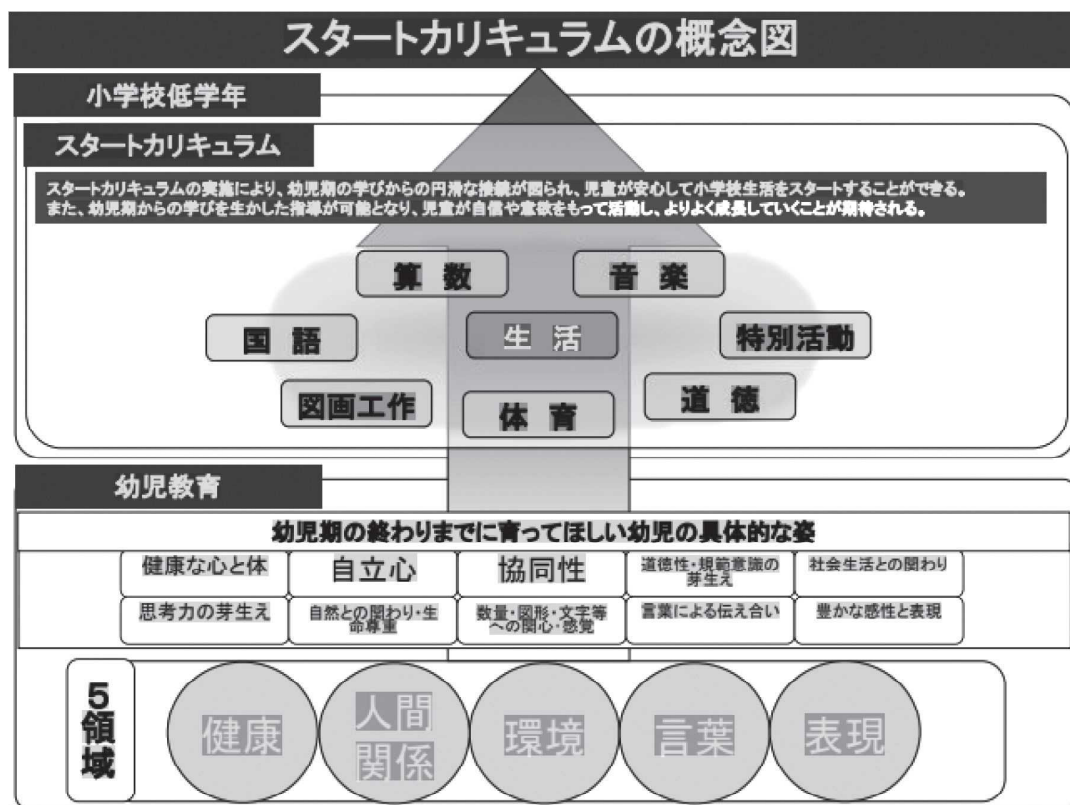
幼児教育

遊びや生活の中で、幼児期の特性に応じた「見方・考え方」や資質・能力を育む学び

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながり考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒して行うことを意図したものではない。

<未就園児時： 家庭や地域での生活>

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)別添・補足資料より



幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(第1回)配付資料より

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
 ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して**  
 ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

**第Ⅰ部 総論**

令和3年1月26日  
 中央教育審議会

**1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力**

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施  
 ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

**2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて**

**成果**

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割  
 ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット）

**課題**

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備



必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

1

**第Ⅱ部 各論**

**1. 幼児教育の質の向上について**

**(1) 基本的な考え方**

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

**(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実**

- ① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善
  - ・ 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実
- ② 小学校教育との円滑な接続の推進
  - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
  - ・ スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化
- ③ 教育環境の整備
  - ・ 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用、幼児教育施設の業務のICT化の推進
  - ・ 耐震化、衛生環境の改善等の安全対策の実施
- ④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援
  - ・ 幼児教育施設での特別支援教育の充実、関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
  - ・ 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理
  - ・ 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導、多言語での就園・就学案内等の取組の充実

**(3) 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上**

- ① 処遇改善をはじめとした人材の確保
  - ・ 処遇改善等の実施や、大学等と連携した新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進
- ② 研修の充実等による資質の向上
  - ・ 各種研修の機能・位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
  - ・ 各職階・役割に応じた研修体系の構築、キャリアステージごとの研修機会の確保
- ③ 教職員の専門性の向上
  - ・ 上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進、特別な配慮を必要とする幼児への支援

**(4) 幼児教育の質の評価の促進**

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

**(5) 家庭・地域における幼児教育の支援**

- ① 保護者等に対する学習機会・情報の提供
  - ・ 保護者等に対する相談体制の整備など、地域における家庭教育支援の充実
- ② 関係機関相互の連携強化
  - ・ 幼児教育施設と教育委員会、福祉担当部局・首長部局、児童相談所等の関係機関の連携促進
- ③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進
  - ・ 親子登園、相談事業や一時預かり事業等の充実、預かり保育の質向上・支援の充実

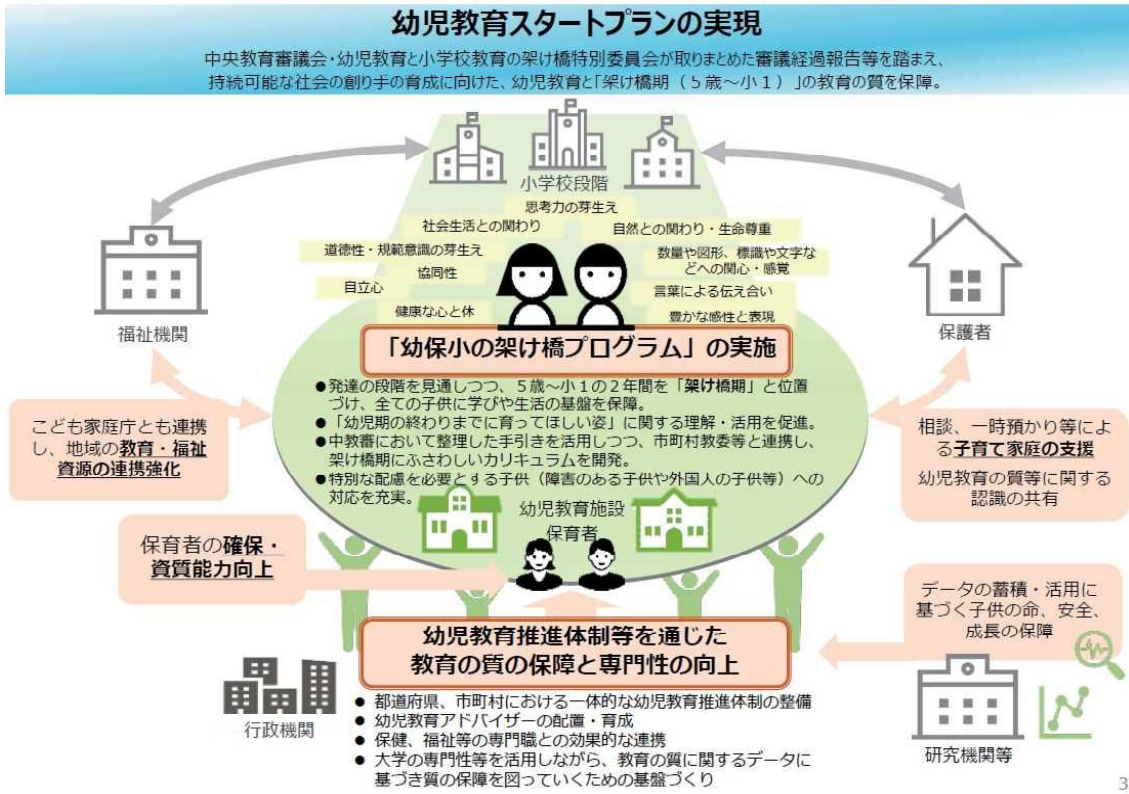
**(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等**

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討、好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

**(7) 新型コロナウイルス感染症への対応**

- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進、園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

6



33

架け橋特別委員会 審議経過報告(令和4年3月31日)

### 中央教育審議会 初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 — 審議経過報告 — 【主な概要】

#### 1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

#### 2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

#### 3. 課題

**(1) 幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有**

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

**(2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足**

- 幼保小の接続の課題
  - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
  - ・半数以上の園が行事の交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
  - ・スタートカリキュラムとアプローチャリキュラムがバラバラに策定 など
- 学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

**(3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性と多様性への配慮**

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついているとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

**(4) 教育の質を保障するために必要な体制等**

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

**(5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援**

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

#### 4. 目指す方向性

**(1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有**

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

**(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各国・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施**

- 発達段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目、全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用を促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
  - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
  - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
  - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
  - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

**(3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現**

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施・評価・改善

**(4) 幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上**

- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

**(5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等**

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

3

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/youchien/1258019\_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子どもに等しく機会を与えて育成していくことが必要**。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」として焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子どもに関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。<sup>※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領</sup>

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実(幼小)

- ・ 幼児教育と小学校教育とは、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立(幼小)

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラムを作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**  
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、圖で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的で開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有(幼小)

- ・ 幼児期の遊びを通して学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通して学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**  
※幼児期は、子供が遊びを中心として、誰もが体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化(幼)

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続(幼小)

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する**幼児教育のよさを生かしながら子供の実際に応じた適切な支援を実施**。小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集(幼小)

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子どもに格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供(幼)

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング<sup>※</sup>を保障するカリキュラムの実現(幼小)

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める観点から**、教育課程の編成<sup>※</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等  
※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期  
※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築(幼小)

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等(幼小)

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成**、**幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等(幼)

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**  
**心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用**  
**働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究(幼小)

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究(幼)

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や国内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

「幼保小の架け橋プログラム」 文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/youchien/1258019\_00002.htm



## 2. 用語について

| 用語                      | 用語の解説                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園                  | ○教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。<br>○認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。（・幼稚園型 ・保育所型 ・幼保連携型 ・地方裁量型）                                                                                                     |
| 保育認定<br>1号～3号認定         | ○幼児教育の施設の利用を希望する場合は、居住地の市町村から利用のための認定を受ける必要がある。<br>・1号認定・教育標準時間認定。3～5歳で預かり保育を必要としない。<br>・2号認定・預かり保育設定。3～5歳で預かり保育を必要とする。<br>・3号認定・預かり保育設定。0～2歳                                                                                  |
| 子ども・子育て支援法              | ○急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法令。                                                                    |
| 保育士等キャリアアップ研修           | ○保育士等キャリアアップ研修とは、保育士としての経験年数などの要件を満たした場合に、所定の研修を受け、技能を習得することによって、キャリアアップができる仕組みになっている。キャリアアップをすることで、処遇改善が受けられることになっている。<br>○園長、主任保育士、保育士に加え、新たな役職を新設。「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」の三つ。                                           |
| 子育て支援員                  | ○子育て支援員とは、平成27年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育の仕事や子育て支援に就業する人を増やす目的で創設された、子育て支援の新たな担い手のこと。<br>○子育て支援員になるためには、国が定めた研修を受け、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受ける必要がある。<br>○子育て支援員研修は子育て経験や保育士資格の有無に関係なく「保育の仕事や子育て支援に携わりたい！」と考えている人すべてが対象。             |
| 地域型保育事業                 | ○都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。<br>（・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業）                                                             |
| 子育ての支援                  | ○幼稚園、保育所、認定こども園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を一層果たしていく観点から、子育ての支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組むようにすること                                                                                                       |
| 乳児期                     | ○心身両面において、短期間に著しい発育・発達が見られる時期。<br>○乳児の保育の内容として、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点が重要。                                                                                                                           |
| 3歳未満児                   | ○3歳に達していない0歳・1歳・2歳児の子どものこと。                                                                                                                                                                                                    |
| 養護                      | ○子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所等における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするもの。                                                                                                                                                 |
| 幼児教育アドバイザー・幼児教育スーパーバイザー | ○幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。<br>※大分県では令和4年より幼児教育スーパーバイザーとして、市町村の幼児教育アドバイザーと連携しながら、地域や幼児教育施設の研修支援を行う。                                                                                     |
| スタートカリキュラム              | ○小学校入学当初において、幼児期の遊びや生活を通して育まれてきたことが、教科等の学習に円滑に接続できるよう、生活科を中心に合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定などが工夫されたカリキュラム。                                                                                                                             |
| 架け橋期のカリキュラム             | ○幼保小が協働して、期待する子ども像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの。各地域において設置された架け橋期のカリキュラム開発会議において、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」や参考資料(初版)を活用しつつ開発する。<br>地域内の園・小学校において、架け橋期のカリキュラムを踏まえつつ教育課程(カリキュラム)編成・指導計画作成、実施・評価・改善していく。 |

関係機関一覧（R6. 3月現在）

| 県関係部署      | 関係窓口                        | 業務内容                      |
|------------|-----------------------------|---------------------------|
| 大分県福祉保健部   | こども未来課 097-506-2709         | 保育所関係 私立幼稚園関係<br>認定こども園関係 |
| 大分県生活環境部   | 私学振興・青少年課 097-506-3073      | 私立小学校関係                   |
| 大分県教育委員会   | 義務教育課 097-506-5533          | 幼稚園教育関係 義務教育関係            |
|            | 特別支援教育課 097-506-5537        | 特別支援教育関係                  |
|            | 人権教育・部落差別解消推進課 097-506-5554 | 人権教育関係                    |
|            | 社会教育課 097-537-5527          | 育友会関係                     |
|            | 学校安全・安心支援課 097-506-5544     | 交通安全関係等                   |
| 大分県中央児童相談所 | 097-544-2016                | 児童虐待等相談関係                 |
| 大分県中津児童相談所 | 0979-22-2025                | 児童虐待等相談関係                 |

| 市町村名  | 公立幼稚園・小学校窓口                                     | 保育所（園）・認定こども園窓口           |
|-------|-------------------------------------------------|---------------------------|
| 大分市   | 学校教育課 097-537-5648 小<br>保育・幼児教育課 097-574-6552 幼 | 保育・幼児教育課 097-574-6552     |
| 別府市   | 学校教育課 0977-21-1574                              | 子育て支援課 0977-21-1427       |
| 中津市   | 学校教育課 0979-22-4941                              | 保育施設運営室 0979-22-1129      |
| 日田市   | 学校教育課 0973-22-1001                              | こども未来課 0973-22-8317       |
| 佐伯市   | 学校教育課 0972-22-4670                              | こども福祉課 0972-22-3972       |
| 臼杵市   | 教育総務課 0972-63-1111                              | 子ども子育て課 0972-86-2716      |
| 津久見市  | 学校教育課 0972-82-9526                              | 社会福祉課 0972-82-9519        |
| 竹田市   | 学校教育課 0974-63-4816                              | 社会福祉課 0974-63-4823        |
| 豊後高田市 | 学校教育課 0978-53-5112                              | 子育て支援課 0978-23-1840       |
| 杵築市   | 学校教育課 0977-75-2411                              | 子ども子育て支援室 0977-75-2408    |
| 宇佐市   | 学校教育課 0978-32-1111                              | 子育て支援課 0978-27-8144       |
| 豊後大野市 | 学校教育課 0974-22-1001                              | 子育て支援課 0974-22-1001（代表電話） |
| 由布市   | 学校教育課 097-582-1179                              | 子育て支援課 097-582-1262       |
| 国東市   | 学校教育課 0978-73-0066                              | 福祉課 0978-72-5164          |
| 姫島村   | 教育課 0978-87-2540                                | 住民福祉課 0978-87-2278        |
| 日出町   | 学校教育課 0977-73-3157                              | 子育て支援課 0977-73-3177       |
| 九重町   | 教育振興課 0973-76-3812                              | 子育て支援課 0973-76-3828       |
| 玖珠町   | 学校教育課 0973-72-7150                              | 子育て健康支援課 0973-72-1115     |

| 教育団体・連合会                                      | 事務局                                        |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 大分県小学校教育研究会生活科・総合的な学習部会                       | 大分県小学校教育研究会生活科・総合的な学習部会事務局<br>年度毎に変更       |
| 大分県国公立幼稚園・認定こども園会                             | 大分県国公立幼稚園・認定こども園会事務局<br>年度毎に変更             |
| 大分県私立幼稚園連合会                                   | 大分県私立幼稚園連合会事務局                             |
| 大分県保育連合会<br>大分県私立保育協議会                        | 大分県保育連合会事務局                                |
| 大分県認定こども園連合会                                  | 大分県認定こども園連合会事務局<br>(アイリスこども園内)             |
| 公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 大分県人権・部落差別解消保育連絡協議会 | 公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会事務局<br>(大分県教育会館内) |